

様式第5号（第10条関係）

**パブリックコメント実施結果報告書**  
**【案件名：第2次つくば市農業基本計画】**

令和2年(2020年)12月  
つくば市経済部農業政策課

## ■ 意見集計結果

令和2年(2020年)10月9日から令和2年(2020年)11月9日までの間、(第2次つくば市農業基本計画(案)について)について、意見募集を行った結果、特に意見はありませんでしたのでそのことを公表します。

■パブリックコメントによるものではありませんが、表現の統一や語句の修正、記述内容について、よりわかりやすい表現等に修正しました。

## ■ 修正の内容

### ○ 表現の統一 について

修正前	修正後
P1 3 計画の推進 J A等の農業団体	J A等の <u>農業関係団体</u> (以下、 <u>J A等</u> )
P19 具体的施策 3-1-2 J A等の関係団体	P18 <u>J A等</u>
P21 1 各主体の役割 J A等の農業関係団体	P22 <u>J A等</u>
P21 (2) 農業関係団体の役割 J A等の農業団体	P22 <u>J A等</u>
P6 (2) 広い農地での多様な農産物の生産 くり、なし、ブドウ	くり、なし、 <u>ぶどう</u>
P8 (4) 「地域」の活性化の評価と課題 ワイン用ブドウ	ワイン用 <u>ぶどう</u>

※パブリックコメントによるものではありませんが、語句を修正しました。

### ○ 文言の修正 について

修正前	修正後
P1 3 計画の推進 実現に向けた取り組み	P1 3 計画の推進 実現に向けた <u>取組</u>
P10 (3) 特徴ある地域農業の確立 伝える取り組み 「地産地消」の取り組み 高付加価値化の取り組み	P11 伝える <u>取組</u> 「地産地消」の <u>取組</u> 高付加価値化の <u>取組</u>

P10 (4) スマート農業の推進 導入の取り組み	P11 導入の <u>取組</u>
P13 (5) GAP 認証に取り組む農業者の支援 その取り組みを支援	P14 (5) GAP 認証に取り組む農業者の支援 その <u>取組</u> を支援
P14 (2) 農福連携の推進支援 事例や取り組み方 農福連携の取り組み	P15 事例や <u>取組</u> 方 農福連携の <u>取組</u>
P15 (2) 輸出を目指す農業者の支援 輸出の取り組みを支援	P16 輸出の <u>取組</u> を支援
P16 具体的施策 2-2-2 一体となった取り組み	P17 一体となった <u>取組</u>
P18 具体的施策 3-1-1 地産地消の取り組み	P19 地産地消の <u>取組</u>
P19 具体的施策 3-2-3 確保に向けた取り組み	P20 確保に向けた <u>取組</u>
P19 具体的施策 3-3-1 既存の取り組み者	P20 既存の <u>取組</u> 者
P7 (3) 「農地」の保全の評価と課題 離農や規模縮小	P8 <u>リタイア</u> や規模縮小
P14 (3) 新規就農者への農業経営の継承 離農を検討している	P15 <u>リタイア</u> を検討している

※パブリックコメントによるものではありませんが、語句を修正しました。

○ 第1章 つくば市農業を取り巻く現状と特徴 について

修正前	修正後
<p>P2 2 つくば市の農業の現状</p> <p>(1) 農業生産の状況</p> <p>農林水産省の統計による 2017 年の本市の農業産出額は、93 億円でありその内訳は、米が 44.1 億円、野菜が 34.8 億円、果実が 3.3 億円、花きが 2.1 億円となっています。畜産では、肉用牛が 1.9 億円とやや目立ちますが、乳用牛や豚、鶏でも農業生産が</p>	<p>農林水産省の統計による <u>2018</u> 年の本市の農業産出額は、<u>88</u> 億円でありその内訳は、米が <u>44.9</u> 億円、野菜が <u>30.3</u> 億円、果実が <u>2.6</u> 億円、花きが <u>2.0</u> 億円となっています。畜産では、肉用牛が 1.9 億円とやや目立ちますが、乳用牛や豚、鶏でも農業生産が</p>

行われています。農業産出額における米の占める割合が 47.4%、野菜の占める割合が 37.4%で全体の約 85%を占めます。	行われています。農業産出額における米の占める割合が <u>50.8%</u> 、野菜の占める割合が <u>34.3%</u> で全体の約 85%を占めます。
--	--

※パブリックコメントによるものではありませんが、農林水産省の統計による本市の農業産出データについて、文中と表における数値を最新に修正しました。

○ 第3章 基本施策と具体的施策 について

修正前	修正後
P20 基本施策 4-1 スマート農業の推進 具体的施策 4-1-1 先端技術等の導入促進 農業者と関係機関の交流の促進等 を実施し、導入を推進していきます。	P21 農業者と関係機関の交流 <u>など</u> により、導入を促進していきます。

※パブリックコメントによるものではありませんが、市の役割として、正しい表現となるよう修正しました。

○ 第4章 計画の推進 について

修正前	修正後
P21 1 各主体の役割 農業者や農業関係団体、事業者、研究機関等、市民及び市行政の基本的役割を次のように設定します。	P11 農業者や農業関係団体、事業者、研究機関 <u>や</u> 大学、市民そして <u>市等の行政</u> の基本的役割を次のように設定します。

※パブリックコメントによるものではありませんが、より正確な表現となるよう修正しました。

○ 第4章 計画の推進 について

修正前	修正後
P21 (5) 市民の役割 国土保全や水源涵養など	P23 <u>農地等の保全や水源涵養 (かんよう)</u> など

※パブリックコメントによるものではありませんが、わかりやすい表現となる

よう修正し、また一般的でない語句に読み仮名を追記しました。

○ 第4章 計画の推進 について

修正前	修正後
P22 (6) 市の役割 計画を着実に実施していきます。 また、各種媒体を活用して、本計画の内容をはじめとする各種農業に関する情報について広く関係者に周知する役割を担います。	P23 計画を着実に実施していく役割を担います。また、各種媒体を活用して、本計画の内容をはじめとする各種農業に関する情報について広く関係者に周知するとともに、 <u>県等の行政機関へ協力・連携を求め、行政として一体的に計画を推進していきます。</u>

※パブリックコメントによるものではありませんが、役割について、より明確に記載し、また県等の行政機関との協力体制を追記しました。

○ 第4章 計画の推進 について

修正前	修正後
P22 2 計画の推進体制 連携・協力しながら	P23 <u>協力・連携</u> しながら

※パブリックコメントによるものではありませんが、言い回しの修正をしました。

○ 資料編 について

修正前	修正後
1 策定懇話会委員と策定経過	1 策定懇話会委員と策定経過
2 市民・農業者アンケート調査結果	2 <u>第1次計画の評価</u>
3 第1次計画の評価	3 <u>市民・農業者アンケート調査結果</u>
4 用語解説	4 用語解説

※パブリックコメントによるものではありませんが、記載順を入れ替え、より策定の経過がわかるよう修正をしました。

○ 資料編 委員名簿 について

修正前		
役 職	氏 名	所 属
委 員	横田 伊佐夫	令和元年度つくば市谷田部農業協同組合代表理事組合長
委 員	中島 俊光	令和2年度つくば市谷田部農業協同組合代表理事組合長
委 員	今村 ことよ	ビーズニーズヴィンヤーズ代表
委 員	久保 洋一	令和元年度茨城県県南農林事務所 つくば地域農業改良普及センター センター長
委 員	矢島 めぐみ	令和2年度茨城県県南農林事務所 つくば地域農業改良普及センター センター長
委 員	伊藤 文也	市民委員

修正後		
役 職	氏 名	所 属
委 員	横田 伊佐夫	<u>2019年度つくば市谷田部農業協同組合 代表理事組合長</u>
委 員	中島 俊光	<u>2020年度つくば市谷田部農業協同組合 代表理事組合長</u>
委 員	今村 ことよ	<u>これからのつくばの農業を考える会</u>
委 員	久保 洋一	<u>2019年度茨城県県南農林事務所</u> <u>つくば地域農業改良普及センター センター長</u>
委 員	矢島 めぐみ	<u>2020年度茨城県県南農林事務所</u> <u>つくば地域農業改良普及センター センター長</u>
委 員	<u>伊藤 文弥</u>	市民委員

※パブリックコメントによるものではありませんが、4名の委員の所属に記載する年度表記について、和暦から西暦に修正しました。今村ことよ委員の所属について、正式な所属に訂正し、伊藤委員の氏名を訂正しました。

○ 資料編 4 用語解説 について

修正前	修正後
<p>P62 グリーンバンク事業</p> <p>耕作不能となった農地を借受け希望者に市が仲介、あっせんするつくば市独自の遊休農地活用、耕作放棄地対策事業のこと。</p>	<p>P53</p> <p><u>耕作していない（貸出を希望する）農地を借受け希望者につくば市があっせんする市独自の遊休農地活用、耕作放棄地対策事業のこと。</u></p>
<p>P63 森林環境譲与税</p> <p>温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税が創設された。税収は、全額が森林環境譲与税として令和元年度から都道府県・市区町村へ譲与される。なお、森林環境税は個人住民税と併せて年額千円を徴収予定で、課税は令和6年度開始で、それまで借入金などで対応する。</p>	<p>P54</p> <p><u>森林経営管理法を踏まえ、温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税が創設された。</u></p> <p><u>森林の有する公益的機能は、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や水源の涵養（かんよう）等、国民に広く恩恵を与えるものであり、適切な森林の整備等を進めていくことは、国土や国民の生命を守ることにつながる一方で、所有者や境界がわからない森林の増加、担い手の不足等が大きな課題となっており、それらの課題に対応する趣旨で創設された。</u></p>
<p>P63 専業農家</p> <p>世帯員のなかに兼業従事者（1年間に30日以上他に雇用されて仕事に従事した者または農業以外の自営業に従事した者）が1人もいない農家（農林業センサスによる定義）</p>	<p>P54</p> <p><u>世帯員のなかに兼業従事者が1人もいない農家（農林業センサスによる定義）</u></p>

<p>P63 総農家</p> <p>経営耕地面積が 10 a 以上の農業を営む世帯または農産物販売金額が年間 15 万円以上ある世帯。（農林業センサスによる定義）</p>	<p>P54 総農家数</p> <p>販売農家と自給的農家を加えたもの（土地持ち非農家は含まない）。<u>経営耕地面積が 10a 以上の農業を営む世帯または農産物販売額が 15 万円以上ある世帯。（農林業センサスによる定義）</u></p>
<p>P64 土地利用型農業</p> <p>土地利用型農業とは、土地（面積）に依存しその広がり活用することを営農の中心にしている農業生産の方式。主な作目は穀類、加工原料用作物など。</p>	<p>P55</p> <p><u>面積当たりの収益は低い</u>が、大型機械等の活用により一人当たりが管理できる面積を広くすることで所得安定を図る農業生産の方式。主な作目は米や麦等の穀類、加工原料用作物など。</p>
<p>P65 農業サポーター制度</p> <p>収穫や草取りなど単純な労働力が必要な農家に、無償の労働力（ボランティア）を提供しようとする人たちを市があっせんするつくば市独自のサポート事業のこと。</p>	<p>P56</p> <p><u>農家が農作業時の人手不足の際に、農業ボランティア（『農業サポーター』）が、作物の植付や収穫、除草などの作業等の手伝いをする</u>つくば市独自のサポート事業のこと。</p>
<p>P66 農福連携</p> <p>障がい者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組。</p> <p>農福連携に取り組むことで、障がい者等の就労や生きがいづくりの場を生み出すだけでなく、担い手不足や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保につながる可能性もある。</p> <p>近年、全国各地において、様々な形での取組が行われている。</p>	<p>P57</p> <p>障がい者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組。</p> <p>農福連携に取り組むことで、障がい者等の就労や生きがいづくりの場を生み出すだけでなく、担い手不足や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保につながる可能性もある。</p> <p><u>近年、全国各地において、様々な形での取組が行われている。</u></p>

※パブリックコメントによるものではありませんが、用語解説について、よりわかりやすく、市民の方にも伝わるよう修正しました。